

# ソ連企業の「自己金融」方式への移行について

塩原俊彦

## I はじめに

ソ連では1965年の経済改革以降、ソ連型集権的社會主義を企業の自主性拡大によって分権化すべく、計画化、経済管理、経済刺激などの側面で改善が図られてきた。しかし、集権化と分権化の綱引きのなかで、分権化が必ずしも順調に進まなかったことは20年あまりの歴史が物語っている。70年代以降の労働力不足や物的資源の制約に対応するため、79年7月には重要決定が採択されたが、承認指標の増加などによって企業の自主性を縮小する方向がとられた。これに対して、83年7月にはアンドロポフ政権のもとで、逆に企業の自主性拡大を柱とする経済実験開始の決定が採択された。84年から実験を開始した5省に85年から20省が追加され、いわゆる「大規模経済実験」が本格化、85年7月には新たな重要決定が採択されるに至った。この決定によって、経済実験で試された「新経営方法」を基本とする企業の自主性拡大の方向が全面的に打ち出されたわけである。

一方、こうした分権化の方向とは別に、85年1月から《エム・ヴェー・フルンゼ記念スームィ機械製作科学生産合同》（以下、スームィ合同）と《ヴォルガ自動車企業合同》（AvtoVAZ）で新しい実験が開始された。この実験は企業の「自己金融」（самофинансирование）方式への移行と考えられ、企業の自主性の一層の向上をねらっている。この方式は、87年から7省の所属企業・合同とその他の部門の36の企業・合同にまで拡大された（なお、自己金融方式への移行に伴う制度変更については、別の紙面に近く掲載になる拙稿を参照されたい）<sup>(1)</sup>。

本稿では、ソ連企業の自己金融方式への移行の意義および問題点を考察したいと思う。

## II 自己金融の位置づけ

1. はじめに、自己金融という概念がソ連の経営管理システムのなかでどう位置づけられるのかを検討したい。具体的には、「ホズラスチョート」(хозрасчёт)、「自己補填」(самоокупаемость)と自己金融の関係について考察することが必要であると思う。

2. ホズラスチョートは国家財政から相対的に企業の経営と会計を分離し独立採算とする経営管理方法の名称であると理解できる。ホズラスチョートのもとにおかれた企業は、行政的方法(国家管理機関が企業に指令を下達し一定の企業行動を義務づける)と経済的方法(国家管理機関が企業に経済的刺激を与えて企業行動を一定方向に誘導する)にもとづいて管理され、国民経済計画の担い手および商品生産者として二重の性格をもつ。さらに、独立採算を前提とする以上、企業は自己の支出を自己の売上金によって補填し(自己補填原則)、収益をあげなければならない(収益性原則<sup>(2)</sup>)。

ソ連では、1930年代前半にホズラスチョート制度が成立したが、上記の行政的方法と経済的方法の度合い、自己補填原則や収益性原則の達成水準によって、ホズラスチョートという枠組みのなかで相対的に、「形式的な」、「真の」、または「完全な」ホズラスチョートなどに区分できると考えられる。

歴史的にみると、高度に集権化した社会主義体制をとってきたソ連では、行政的方法が経済的方法に対してながく優位を占め、企業の収益性も国民経済の見地からみた「より高次の形態」の収益性の保障が優先されたため軽視された。1965年改革を迎えて、ようやく経済的方法の巻き返しが図られるようになった。その結果、1966年から企業の固定ファンド(除く土地)と流動ファンド(同賃金)という生産ファンドの価値に応じてファンド使用料を導入したことで、自己補填の実現と収益性の確保の結果生じた蓄積ファンド(具体的には生産発展ファンド)からの投資がファンド使用料との関係のなかで投資効率を考慮して実施されるようになったわけである。これは企業の自主性拡大にとって一歩前進と考えられるが、企業が自己補填を実現し収益をあげても、収益の大部分が国庫に取り上げられてしまう状況下では、拡大再生産のための蓄積ファンドが企業にほとんど残らないのが実情であった(未利用の利潤や生産発展ファンドの残高だけでなく、減価償却控除もかなりの部分が国庫に取り上げられた)。

一方、自己金融は工業化の初期から制約を受けてきたという歴史的経緯があ

り、その用語自体も長い間忘れられてきたという。<sup>(3)</sup>1970年から利潤分配ノルマチーフを実験的に導入し、省レベルの支出が自己財源によって補填された計測・オートメーション・制御システム装置製作省は「完全自己金融」への移行とみなされたが、省に代表される部門を単位とする自己金融方式への移行は、自己蓄積を高めるために価格引き上げを促すほか、同方式の全部門への普及は蓄積<sup>(4)</sup>フォンドの非集中化、投資効率の低下をうながすと批判された。部門レベルでの自己金融は、部門レベルでのホズラスチョートの実現という考え方に結び付いていたが、これは企業レベルでのホズラスチョートを主張する論者によって<sup>(5)</sup>批判された。たとえば、P.カラゲドフによれば、理論的に部門のホズラスチョート方式への移行が可能であっても、第一に、そのためには部門が国民経済の基礎的環となり、企業が「経営内的な」ホズラスチョートにならなければならない、部門が極端に大規模な「生産経営コンプレクス」を管理するという困難が生じる。第二に、部門のホズラスチョート方式への移行は各部門の発展が達成された収益性の水準に依存することを意味するから、全部門がホズラスチョート方式に移行すると国民経済全体の釣り合いがとりにくくなるという。

歴史的にみても、すでに1882年11月の党中央委員会総会で、省レベルでのホズラスチョートの実現という考え方が後退し、ゴルバチョフ政権になって省の下の間管理機関（部門連合、管理局）も廃止する方向が打ち出され、企業レベルでホズラスチョートを考える見解が有力となった。このため、省レベルで自己金融の実現を図る考え方も後退したわけである。

3. そこで、ここでは企業レベルにおける自己金融を自己補填と比較しながら明らかにしたい。<sup>(6)</sup>n.ブーニチによれば、自己金融の本質は企業の「自己」資源（詳しくは後述）によって企業支出（経常・投資支出）を補填し、受け取られた収益を企業に確保することを意味しているという。これに対して、自己補填は単に企業支出を企業の収入によって補填することだとしている。ただ、自己補填における投資支出の補填は、国家による資金投入を広範に容認していたため、企業自体だけによる補填とは考えにくく（B.チェルコヴェツのように自己補填では経常支出の補填だけを前提とする見解もある）、<sup>(7)</sup>だからこそ自己補填の段階では企業の活動結果を国家が取り上げることが許容されてしまうのである。

一方、自己金融では、国庫支出が原則として新規企業の建設だけに限定され、

企業の投資支出が「自己」資源によって補填されることが明確化するとともに、更新用減価償却控除が大部分企業に残されることになる（スームィ合同では完全に残された<sup>(8)</sup>）。したがって、A.アバルキンが指摘するように、自己補填は単純再生産過程だけを条件づけ、自己金融は単純再生産だけでなく、拡大再生産過程も包摂するといえるわけである。このため、「自己補填は自己金融のモメントではあるが、その必要条件であって十分条件ではない<sup>(9)</sup>」ということになる。

もう一つ触れておきたいことは、自己金融と「完全ホズラスチョート」（полный хозрасчёт）を同一視する考え方についてである。前述したAvtoVAZ およびスームィ合同の実験や1987年からの自己金融方式の拡大を完全ホズラスチョートへの移行と同一視する見方が一時期支配的だった（ことに後者は公式決定のなかで完全ホズラスチョートへの移行とされている<sup>(10)</sup>）。ここで注意すべきことは、前述したように完全ホズラスチョートといっても、ホズラスチョートの内容が「より完全な」ホズラスチョートに近づいたにすぎないと理解すべきことである。一方、自己金融は自己補填原則と収益性原則の高度化したものである以上、ホズラスチョートの内容がより完全に近づいたものとみなすことができる。したがって、自己金融は相対的により完全なホズラスチョートであるという意味でしか、自己金融と完全ホズラスチョートを同一視することはできないと思われる。むしろ、ホズラスチョートの幅広い枠組みのなかでは、従業員の経営参加などの問題が行政的方法と経済的方法の綱引きのなかで考えられるため、ブーニチのように自己金融は完全ホズラスチョートの前提条件にすぎないとする方が合理的だと考えられる。ソ連の経済改革の指導者的存在であるA.アガンベギャンも、価格形成、財務・信用関係および資材・機械補給の改革を実施しなければ、完全ホズラスチョートとはなりえないとしている（昨年11月に開催された「経済管理の科学的組織化の諸問題」についての学術会議以降、完全ホズラスチョートと自己金融を同一視する考え方は後退したと思われる）。

### Ⅲ 企業の「自己」資源をめぐって

1. 自己金融が企業支出の「自己」資源による補填とその利用結果の企業への確保を意味しているとすれば、「自己」資源の意味を明らかにすることが必要になる。ここでは、ファンド使用料の検討によりこの疑問に答えたい（企業

の自己金融方式への移行は、将来、「自己」資源のなかから返済されるという意味で「自己」資源のなかに含まれる銀行信用の制度の見直し<sup>(11)</sup>のほか、計画化の改善、海外を含めた取引相手との直接取引の拡大、企業・省・国家における予備ファンドの拡充といった問題を引き起こす。さらに、価格形成方式の抜本的改善という重要問題も提起する。しかし、ここでは紙面の制約によりこうした問題は取り上げることができない。

2. 自己金融はファンド使用料の本来もっていた本質規定を明らかにし、結果として企業の「自己」資源を明確化する点で大きな意義をもっていると思われる。ここでは、ファンド使用料の本質規定、経済的機能、国家と企業の所有関係について考察する。

「(ファンド)使用料は当のファンドが国家投資、自己資金ないし借入金のいずれによって創出されたかに無関係に徴収された。後ろの二つの場合、使用料は企業がすでに支払ったファンドについて徴収され、本質的に二重支払いになる<sup>(12)</sup>」とO. ユーニが指摘している点こそ決定的に重要である。というのは、自己金融は前者の国庫支出と後者の自己資金(銀行信用を含む)を峻別することを出発点にしているからである(以下、説明を簡略化するため、企業の投資面だけを検討課題とする)。企業がファンド使用料などを納入した後に残される利潤や減価償却控除、さらに銀行信用を自己資金として企業に確保する(利用や処分<sup>(12)</sup>の機能をもつ)ことを認めることこそ、自己金融の前提といえる(銀行信用は将来、上記の残余利潤から返済されるという意味で自己資金に含まれる)。自己金融方式に移行した企業では、原則として新規企業の建設以外には国庫資金援助は認められない。こうすれば、固定ファンドの創出源泉の区別が可能となるわけである。

たとえば、ブーニチは、自己金融下のファンド使用料は自己金融方式への移行までに創出された対象にだけ維持すべきだとした後で、「新規企業の建設が国庫資金から資金供給される場合、新規企業の建設に対して前渡しされた資金の返済のため、おそらくファンド使用料を利用すべきだろう<sup>(13)</sup>」としている。つまり、ファンド使用料を支払った後に残される利潤から控除される生産発展ファンドや将来、同ファンドから返済されるという意味で自己資金にはいる長期信用により、既存企業の拡張・再建などとして創出された固定ファンド(これは「自己」資源の一部となる)と、国庫資金の投入によって創出された新しい固

定ファンドとを峻別し、ファンド使用料を後者にだけ課すことを主張しているわけである（AvtoVAZ やスームィ合同では、自己金融方式への移行に伴ってファンド使用料が廃止されてしまったが、問題はファンド使用料をすぐ廃止するか否かにあるのではなく、上記の峻別を徹底させることにあるといえよう<sup>(14)</sup>）。その結果、企業の「自己」資源は、当初、自己資金（銀行信用を含む）によって調達された資材、雇用された労働力資源、創出された予備的財源および自己資金ということになり、以後、「自己」資源によって「自己」資源が拡大再生産されることになる。

これまでの考察を前提にして、ファンド使用料の本質規定について考えたい。かつて、A. コニユースは、エンゲルスの『住宅問題』のなかの「労働人民による労働用具の現実的奪取は賃貸借関係の維持をけっして排除しない」という命題に依拠して、ファンド使用料を「賃貸借料」と規定した<sup>(15)</sup>。これはB. シトニヤやB. ラキツキーによって生産ファンドに対する国家の「所有」と国有企業の「占有」の分離関係を認める誤った考えであるとされたが、現に、1966年当初、ファンド使用料が不完全ながら一種の「賃貸借料」と規定すべき本質を有していた点こそ重要であると思われる。

それは、ファンド使用料を支払った後に残される利潤から創出されるという意味で自己資金と考えられる生産発展ファンドによって創出された固定ファンドに対して2年間、ファンド使用料が課されなかったことに端的に現れている。しかし、その後の79年の「合同、企業および組織からのファンド使用料の国庫徴収方式について」では、この免除規定は見当たらない。82年から農業では、減価償却期間の終わった機械・設備に対するファンド使用料は徴収されないことになったものの、固定ファンドの創出源泉を国庫支出の有無で区別する考え方はあいまいなままであったといえる（銀行信用返済の完了していない固定ファンドに対するファンド使用料の免除は継続されている）。こうした状況下では、ファンド使用料の本質を「賃貸借料」と規定することは難しい。しかし、ファンド使用料が不完全ながら有していた「賃貸借料」としての本質が自己金融下でどうなるかについては検討する必要がある。その点について考える前に、ファンド使用料のもつ経済的機能について簡単に触れておきたい。

3. ブーニチは上記の主張を正当化するために、(1)自己金融下では投資に対する企業の需要は、ファンド使用料なしでも企業が稼得した資源によって

制限される、(2)生産ファンドの利用効率は利潤増加に対する企業の関心によって保証されている——の二点をあげて、従来のファンド使用料を企業の自己資金（銀行信用を含む）によって創出される生産ファンドに課さなくても、ファンド使用料のもつ経済的機能は代替されるとした。

一方、Γ. バザロヴァは生産の技術的改善や再編などの問題を解決するために一層多くの財源を企業に留保するには、経済環節に分与される資源の利用効率に対する社会の経済統制を強化することが必要として、社会の最小限の要求を提起するテコとしてファンド使用料を含めた長期的ノルマチーフの重要性が自己金融の条件下では増大するとして、もっぱら資源の利用効率の統制手段としてファンド使用料の役割を強調し、ブーニチの(2)の論点に反対している。<sup>(16)</sup>

ブーニチの見解は、ファンド使用料の現実の経済的機能の形骸化を強く意識した発言だと思われる。経済実験に参加した省でも、電気機械工業省では企業の63%、重・輸送機械製作省では58%、リトワニア共和国地方工業省では62%がファンド使用料を免除された。こうした現状では、ファンド使用料のもつ生産ファンドの利用効率の向上という機能が十分果たされているとはいえない。むしろ、ブーニチのいうように、自己金融下では、利潤増加に対する強い関心によって上記機能を代替させた方がより合理的といえよう。

これに対して、バザロヴァの考えは、「ファンド使用料にかんする免除総額を制限し、すべてに義務的な使用料を導入すべきである」(B. ルイビン)、<sup>(17)</sup>「ファンド使用料はすべての企業向けに義務とならなければならないと思われる。その必要性は、われわれの意見では、企業がファンドの再生産にかんして自己金融を導入する際にも除去されない」(B. キリチェンコ)<sup>(18)</sup>という主張に近い。こうした主張は東ドイツの1982年改革を意識したものと考えられるが、<sup>(19)</sup>利用効率の向上や国庫納入の増加という効果は出るにしても、逆に新しい投資を控えめにさせることになりかねないとブーニチらは批判している。<sup>(20)</sup>

このようにみえてくると、ブーニチ説の妥当性が高いと思われる。この結果、企業の自己金融方式への移行によって、国庫支出によって創出された固定ファンドにだけファンド使用料を課すにしても、本来ファンド使用料がもっていた経済的効果は、自己金融方式への移行に伴って生み出された利潤への関心などによって代替されることになる（なお、ファンド使用料の客観的経営条件の平準化機能からみると、中央数理経済研究所のメンバーが主張するようにすべて

の資源に「資源使用料」を課すべきだという主張のほか、ファンド使用料率の適用範囲の弾力化を求める声などがある。一方、ブーニチは工場用地などの使用料を導入すると同時に、収益性に応じた修正係数の導入によって客観的経営条件の平準化は可能としている。次に問題となるのは、自己金融方式に移行した企業の「自己」資源を利用・処分する機能を国家と企業の所有関係のなかでどう位置づけ、それにもとづいてファンド使用料の本質をどう規定するかである。

4. E. ヤシンによれば、<sup>(21)</sup>計画的経済管理の初期段階では、ヒエラルキー的管理構造を通じた従属関係のもとに、所有者としての国家は国家に属する生産手段を企業ないしその従業員集団の利用に供し、その生産物、資材および財源の処分機能は既存管理組織が果たすという。しかし、社会的所有関係の発展は管理される対象を複雑にし、ヒエラルキー的構造を分岐し、その結果、従属関係に伴う責任配分が困難となり、利用機能と処分機能の分離にもとづく社会的所有の管理方法は企業の経営動機を弱めてしまう。このため、発達した社会主義に対応するためには、(1)社会主義的全人民的所有原則のもとで、社会に属する資源の利用と処分を遵守・統制すると同時に、経営主体に利用と処分を任せられた社会的資源から所得を受け取る、(2)社会によって設定された条件下で資源の利用と処分の二つの可能性を従業員集団のなかで結合する——という新しい社会的所有の管理形態が必要だとしている。さらに、利用と処分の機能の分離を従業員集団のなかで結合する可能性が広範に達成されれば、企業は企業のもとにある生産手段の「社会主義的占有者」(социалистический владетель)とみなされるという。ここで、ヤシンは企業を「主人」(хозяин)、国家を所有者と規定するブルガリアの事例を指摘し、内的経営動機に裏打ちされた自主性・責任を伴った「主人」としての企業を暗に強調している。

1965年9月総会で、A.コスイギンはすべての勤労者に自分が「主人だという感情」を発展させる必要について言及したが、最近では、ゴルバチョフ書記長が第27回ソ連共産党大会での演説のなかで、「自分が仕事をしている工場あるいはコルホーズ、作業場あるいは畜産場での真の主人とならないで、どうして国の主人になれよう」と指摘した。<sup>(22)</sup>さらに、B.モスカレンコは自己金融下での企業を「主人」と規定しているほか、<sup>(23)</sup>アバルキンは「われわれ各人のもつ主人の感情を活性化しなければならない」と<sup>(24)</sup>強調している。ヤシンの見解に即し

ていうと、自己金融下では、企業のもとで「自己」資源の利用機能と処分機能が結合され、その結果、内的経営動機に裏打ちされた自主性・責任が高まり、企業を「主人」とする見方が生まれるのではないかと考えられる。したがって、その二つの機能の結合と「主人の感情」を背景に、企業は社会主義的占有者となり、「自己」資源に対する国家からの干渉を免れることができる。そこに国家からの資金援助に対しては契約こそ伴っていないものの、所有者である国家と占有者である企業との間に「賃貸借関係」が成立する余地が生まれ、その国庫支出によって創出された生産ファンドに対するファンド使用料の本質は「賃貸借料」と規定できることになる。それは、かつてファンド使用料が不完全に有していた「賃貸借料」としての本質の復活を意味しているといえよう。この復活を促すのが自己金融なのである。

筆者としては、自己金融下では、以下の二つの考え方が成り立つと思われる。第一は注(14)で触れたように、ファンド使用料を「資源使用料」の一つに帰し、一種の「賃貸借料」という概念のなかに包摂する考え方である。さらに、この考え方はこうした「資源使用料」を利潤から差し引くのではなく、原価に含めるべきだという主張につながる。第二は、ファンド使用料を廃止し、利潤控除と合わせて一種の「法人税」という概念に包摂してしまう考え方である。この場合、AvtoVAZやスモィ合同のようにファンド使用料に当たる部分の算定を計算上残す場合と、ファンド使用料を全く廃止する場合が考えられる。国家と国有企業の所有関係において、第二の考え方は第一の考え方より一層明確に国家と企業の分離を規定すると思われるが、ともに企業に「自己」資源の利用と処分の機能を認める点で企業を社会主義的占有者と位置づけていると思われる。しかし、自己金融を前提としてこうした見解が明示的に語られている文献を筆者はまだ知らない。改革派のブーニチ自身、「社会主義経済における自己金融関係の発展は、社会主義的所有原則から個別占有者の所有原則への逸脱をいかなる程度においても前提としていないし、許容して<sup>(25)</sup>いない」と述べるにとどまっている。

たとえば、「自己」資源の利用と処分の機能を企業が結合し、「主人」となったとしても、企業が国家との所有関係においてどのように分離されるのかがはっきりしなければ、行政的方法によって結局、企業の自主性が抑制されることになる。ハンガリーでは、T.パウエルの集团的企業指導型の企業所有が実践さ

れていることと考え合わせると、ソ連における国家と企業の所有関係上の分離はまだ不十分と思われる。

#### IV 利潤税と「残余」方式をめぐって

1. 自己金融は企業の「自己」資源の利用によって稼得された利潤・所得を企業に確保すること（処分すること）を意味している以上、次に稼得利潤・所得の分配問題を検討しなければならない。まず、利潤・所得を少しでも多く安定的に企業に残すために提案されている利潤税の導入をめぐるとの問題に簡単に触れ、次いでいわゆる「残余」方式について考察したい。

2. 「79年決定」により初めて正規に導入された利潤分配ノルマチーフは、安定的でない資材・機械補給や投資額、卸売価格の改訂（1982年）などのために、年度ごとに、また年度内でも再三修正された。しかも、省が利潤分配ノルマチーフの下達を「部門内の資源再配分」の権利の削減を恐れて積極化しなかったという事情もある。こうした利潤分配ノルマチーフの不安定性や未下達は大規模実験でも変わらなかった。しかし、AvtoVAZ やスームィ合同では、1986～1990年までの5年間安定した利潤分配ノルマチーフが設定されたため、ブーニチは AvtoVAZ のそれを均等税（5年間ノルマチーフが利潤総額の47.5%に設定されたため）とみなし、スームィ合同のそれを累進税（27.1%から29.8%まで累進するため）とみなした。

一方、E. マネヴィッチは企業が受け取った利潤総額に対する比率で所得税（доходный налог）<sup>(26)</sup>を課すべきことを主張している。彼はノルマチーフがその策定に際して主観的にならざるをえないとして、あくまで税制度にもとづく課税を主張している点でブーニチと異なっている。このため、彼は AvtoVAZ やスームィ合同の利潤分配ノルマチーフはあくまでノルマチーフにすぎず、一定期間（良好な場合には5年間）を経て見直され、しかも「達成された水準」にもとづいて否定的結果を伴って（さらに高め水準に）見直されるという欠陥があるとしている。

このため、マネヴィッチ説の方がブーニチの見解よりは妥当性をもつと思われるが、それでも十分とはいえない。B. シュクレドフ が指摘した次のことを想起すべきである。すなわち、「たとえば、3%の税率はこれに照応する所得を得ているすべての納税者に共通であるのに対して、たとえば企業利潤から

の控除の計画ノルマチーフは、利潤額が同じなら、必ず同じでなければならぬということとは全くなく、当該部門の具体的特殊性を考慮して定められることになっている<sup>(27)</sup>」としたうえで、「計画性そのものを維持し、主意主義を予防するために重要な役割をはたすことができるのは、たとえば具体的な計画指標や計画課題の変更手続きを規定した法規範、ならびに経済体系の管理機関と執行機関の相互関係全体の変更手続きを制定した一般的規則である<sup>(28)</sup>」というのがそれである。こうしてみるとこれまでソ連における法的規制領域から脱落していた、計画化において企業を管理機関から法的規制によって保護するという問題を、利潤課税問題が明瞭に提起している点こそ重要だと思われる。したがって、自己金融方式が提起した利潤課税問題は、「主人」としての企業の国家からの自立という問題を法的規制の整備と合わせて考えなければならないことを示している（利潤税を問題にする場合、計画赤字企業に対する対応や税率設定方式などが課題となるが、ここでは割愛する）。

3. 次に、いわゆる「残余」方式について考察したい。ブーニチやモスカレンコは残余方式を利潤にもとづく分配に比べて自己金融のより発達した段階と規定している<sup>(29)</sup>。残余方式といっても決して新しい提案ではない。ここでは、アガンベギャン、Г. ポポフ、ヤシン、モスカレンコ、ブーニチの構想および1981年の「新経営メカニズム」の導入以来、残余方式を実施しているブルガリア方式を紹介しよう（表1参照）（なお、1987年1月から白ロシア共和国の住民日用サービス省と同軽工業省の二省で残余方式にもとづく実験が開始されたが、その内容については拙稿を参照のこと）。

表1から明らかなように、残余方式にもさまざまな形態が考えられる。その共通する特徴は、賃金部分を含めた労働報酬全体を労働の結果に応じて最終的に決定しようという点にある。残余方式以前の自己金融方式では、企業留保利潤に対する比率として労働のプレミアム部分を定めることで、各期の労働結果にプレミアムが大きく左右されることになったが、それを賃金部分にまで拡大するわけである。このため、総所得、ないし標準化されていない実際の純生産高をまず求めることが残余方式の基本形といえる。労働の結果としての総所得ないし実際の純生産高（定義の違いはあるが）から国庫納入や企業留保分を差し引いた残余として、最終的に賃金とプレミアム部分を含む労働報酬フォンドが決定されることになる（この意味では、すでにコルホーズや商業組織、補給・販売組

表1 「残余」方式をめぐる諸説

ア ガ ン ベ ギ ヤ ン 説 <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総所得＝総受取額－物的支出（原料・資材支出，減価償却）</li> <li>・総所得からの控除             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ファンド使用料，信用支払い，定額納付金など</li> <li>②生産発展ファンド，社会文化・住宅建設ファンド</li> <li>③国庫納入</li> </ul> </li> <li>・残余部分が賃金ファンドと物質的奨励ファンドの区分のない統一賃金ファンドを形成</li> <li>・総所得に従った刺激に際しては，労働報酬における差別化が拡大</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">近い将来に実現することは不可能</p>
ボ ポ フ 説 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総受取額：注文者からの入金形で受け取られた所得</li> <li>・純生産高（総所得）＝総受取額－原料・資材・設備摩耗に対する支出 ＝標準（基本）所得＋剰余所得</li> <li>・標準所得からの控除             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ファンド使用料，②国庫納入，③発展ファンド，社会文化支出ファンド</li> </ul> </li> <li>・残余部分が基本的労働報酬ファンドを構成</li> <li>・剰余所得＝国庫への累進税＋報酬ファンドへの繰り入れ</li> <li>・報酬ファンド＝標準所得の残余＋剰余所得の残余</li> <li>・報酬ファンドの二つのタイプ：企業の従業員集団とブリガダ請負</li> <li>・報酬ファンドが高ければ，発展ファンドないし社会文化支出ファンドに繰り入れる</li> </ul>
ヤ シ ン 説 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総所得（純生産高）＝販売受取額－物的経常支出－減価償却－取引税</li> <li>・総所得からの控除             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ファンド使用料</li> <li>②外的債務にかんするその他の支出</li> </ul> </li> <li>・残りの部分が残余総所得を形成</li> <li>・残余総所得から基本賃金ファンドを差し引いた後で国庫への控除が行われ，残りが純利潤となる</li> <li>・純利潤からの控除             <ul style="list-style-type: none"> <li>①生産発展ファンド，社会文化ファンド，予備ファンド</li> <li>②追加的労働報酬ファンド</li> </ul> </li> <li>・労働報酬ファンド：基本賃金ファンドと追加的労働報酬ファンド</li> </ul>

<p>モ ス カ レ ン コ 説<sup>4</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純生産高 = 販売受取額 - 資材支出 - 減価償却 = 残余所得</li> <li>・残余所得からの控除             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国庫納入</li> <li>②省への納入</li> <li>③労働報酬・刺激ファンド：賃金ファンドや物質的奨励ファンド、特別プレミアム制度資金</li> <li>④生産発展・生産建設ファンド：生産発展ファンドや統一科学技術発展ファンドの資金、利潤分配方式での基本建設の資金供給・ノルマチーフによる流動資金の増加・銀行信用利子支払などに向けられる資金</li> <li>⑤社会発展・非生産建設ファンド：利潤分配方式での住宅・公営施設の損失補填、児童施設の維持およびその他の社会的必要に向けられる既存の社会文化・住宅建設ファンドの資金</li> </ul> </li> <li>・ファンド形成後に残された未配分資金は投資資金の供給のために生産発展・生産建設ファンドに向けられる</li> </ul>
<p>ブ ー ニ チ 説<sup>5</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純生産高 = 販売受取額 - 物的支出</li> <li>・純生産高から賃金ファンドを形成、残りを残余所得とする</li> <li>・残余所得は賃金の追加調整、蓄積ファンド、国庫納税、上級経済環節への支払い、ファンド予備の創出、信用利子支払いに向ける</li> <li>・勤労者の最終所得に占める資金ファンドからの賃率（俸給）割合は平均70～75%を上回ってはならない</li> </ul>
<p>ブ ル ガ リ ア<sup>6</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合利潤（総所得） = 販売された生産物・サービスに対する実際の貨幣収入 - 計算上の賃金ファンドを含む生産支出</li> <li>・バランス利潤（総合利潤 - 取引税）に30～35%で均等課税、1983年から20～80%まで8段階累進課税</li> <li>・利潤税控除後に利潤の3%を地方ソビエトへ納入</li> <li>・その他の控除             <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険料、②銀行融資にもとづく流動資産の利子支払い、③拡張・技術改善ファンド・社会文化ファンドへのノルマチーフによる控除（これらのノルマチーフはバランス利潤に対する%として設定）</li> </ul> </li> <li>・すべての控除後に「賃金」（プレミアムを含む）ファンドが形成される</li> <li>・平均賃金の一定増加ごとに累進課税</li> </ul>

備考）資料との若干のくいちがいは引用者の判断で簡便化して記述した。

注）1）〔12〕 pp.303～304. 2）〔26〕 pp.28～32. 3）〔36〕 pp.9～10.

4）〔24〕 pp.27～28. 5）〔39〕 p.29. 6）〔27〕 pp192～194.

織で不完全ながら残余方式が行われてきたといえることができる)。こうすれば、まず企業の「自己」資源の利用結果が総所得ないし純生産高に反映され、したがって賃金・奨励の源泉となる労働報酬ファンド額に直接作用する。次いで、企業内ないしブリガダ内の個人的貢献度が考慮されたうえで賃金・奨励額が決められることになる。したがって、「自己」資源の利用結果が企業の従業員のプレミアムだけでなく、賃金にまでより一層反映されるという点で、残余方式段階は利潤分配にもとづく自己金融より発達した段階といえると思われる。そのねらいは、「実績主義の強化」を通じて、企業の自主性を高め、内包的発展に対応した企業の経営効率の向上を促す点にあると考えられる。

4. 残余方式の導入の結果、企業間の収益格差が広がることが予想されるが、ここではこれを取り上げるだけの字数が残されていない。ただ、指摘しておきたいのは、企業間の収益格差は利潤税で、さらに個人間の所得格差は賃金ファンド増加に課税したり、最終的には個人所得税でいずれも事後的に調整すればよいという考え方がみられることである。<sup>(30)</sup>

最後に、「自己金融への移行に際しては、取引税の現行の徴収メカニズムを自己金融に照応させる問題が生じる<sup>(31)</sup>」というブーニチの指摘について触れておきたい。これは、主に消費財に対して生産物1単位当たりの固定額で定められた取引税を廃止し、いわゆる間接消費税に改めることで、社会の純所得が企業の純所得としての利潤と取引税に分離していた状況を改善することを意味しているように思われる。それは、取引税の徴収方法を生産物の卸売段階での徴収から、企業が住民の需要を敏感にとらえるために、「住民への生産物の最終的販売に際して取引税を徴収することが必要である<sup>(32)</sup>」という主張とも呼応している。

## V 結びにかえて

企業の自己金融方式への移行が、(1)ファンド使用料の賃貸借料としての復権→国家と企業の所有関係の見直し、(2)利潤税の導入→企業の管理機関からの法的規制による保護、(3)残余方式の導入→実績主義の強化——といった問題を内在させていることが明らかになったと思う。自己金融方式の意義は、ソ連型集権的社会主義のかかえるこうした重要問題を企業レベルでの分権化という方向で提起したこと自体にあると思う。しかし、分権化の方向を示すだけでは、科

学技術進歩の実現までにはほど遠い。しかも、それらの問題が解決されたわけではない。このほかにも、ことに、補給や価格形成問題の改善が望まれる。また、企業間競争の導入、さらに価格自由化や市場導入といったところまで至らなければ、技術進歩は難しい。ソ連企業の自己金融方式への移行は分権化への重要な一歩であるが、わずかな一歩にすぎないと思われるのである。

<注>

- (1) 「いわゆる『完全独立採算制』下のソ連企業」(仮題)、『調査月報』ソ連東欧貿易会、1987年No. 4に掲載予定。
- (2) [5]pp: 163~164.
- (3) [16]p.31.
- (4) [34]p.152.
- (5) [21]p.62.
- (6) [16]pp.30~41, [17]pp.14~23, [19]p.20.ただし、[16]はモスカレンコとの共著。
- (7) [29]p.19.
- (8) [11]p.165.
- (9) [17]p.16.
- (10) たとえば、[38]p.15.
- (11) 国立銀行総裁のB.デメンツェフによれば、1987年に自己金融方式に移行する企業に対して、銀行が企業の生産物納入・利潤計画の遂行などに応じて適用利率を50%まで引き上げたり引き下げたりできるようにするという([20] p. 6)。
- (12) [33]p.316.
- (13) [18]p. 7
- (14) この場合、ユーニが指摘しているように、国庫支出によって企業が創出した部分にファンド使用料を残すか、ないし国庫支出に対する支払いを導入するかのいずれかが必要だろう。いずれにしても、ファンド使用料、定額納付金、銀行利子などを「資源使用料」と考え、こうした使用料を経済運営のパラメーターとして活用しようとする主張に近づくことになる。
- (15) [6]p.38.
- (16) [14]p. 6.
- (17) [28]p.162.
- (18) [22]p.12.
- (19) 「1982年の新経済計算制の導入以降、企業はその純所得(利潤+ファンド使用料+物品税)が計画に達しない場合でも、これらの使用料や税を支払わなければならない、この支払いの不足する場合には企業の自己ファンドから支払わなければならないことになった」([3]p.93.)という。
- (20) [16]pp.40~41.
- (21) [35]pp.77~95.

- (22)〔9〕p.47 (原文はたとえば,〔37〕p.9)。
- (23)〔25〕p.116.
- (24)〔10〕p.10.
- (25)〔17〕p.16.
- (26)〔23〕p.29.
- (27)(28)〔8〕p.119, p.123 (原文では,〔32〕p.85, p.88)。
- (29) ブーニチは残余方式を完全自己金融と規定している (〔19〕p.20)。
- (30) たとえば,〔19〕p.20。
- (31)〔19〕p.20.
- (32)〔10〕p.13.

### 〈参考文献〉

- 〔1〕 岡稔『社会主義経済論の新展開』新評論, 1975.
- 〔2〕 田畑伸一郎「ソ連の経済改革」『調査月報』ソ連東欧貿易会, No.6, 1986.
- 〔3〕 西村可明「東欧諸国における経済メカニズムの動向」『ソ連研究』日本国際問題研究所 No.1, 1985.
- 〔4〕 西村『現代社会主義における所有と意思決定』岩波書店, 1986.
- 〔5〕 西村「社会主義企業」『社会主義経済論』大崎平八郎編, 有斐閣, 1986.
- 〔6〕 宮鍋徹「ソ連の経済改革とファンド有償制」『経済研究』Vol.19 No.1, 1968.
- 〔7〕 宮鍋「ソ連経済改革の新動向」『経済研究』Vol.38, No.1, 1987.
- 〔8〕 シュクレドフ, В. 著, 岡・西村訳『社会主義的所有の基本問題』御茶の水書房, 1973.
- 〔9〕 ソ連大使館広報部編訳『ソ連共産党第27回大会資料集』ありえず書房, 1986.
- 〔10〕 Абалкин, Л., 《ЭКО》 No.9, 1986.
- 〔11〕 Абадкин, 《Курсом ускорения》, М., 1986.
- 〔12〕 Аганбегян, А., 《Управление социалистическими предприятиями : вопросы теории и практики》, М., 1979.
- 〔13〕 Базарова, Г., Репина, О., 《Финансы СССР》 No.8, 1982.
- 〔14〕 Базарова, 《Экономическая газета》 No.28, 1986.
- 〔15〕 Бунич, П., 《Главное-заинтересовать!》, М., 1986.
- 〔16〕 Бунич, Москаленко, В., 《Коммунист》 No.14, 1986.
- 〔17〕 Бунич, 《Вопросы экономики》 No.10, 1986.
- 〔18〕 Бунич, 《Эко-газе》 No.24, 1986.
- 〔19〕 Бунич, 《Эко-газе》 No.48, 1986.
- 〔20〕 Демендев, В., 《Эко-газе》 No.35, 1986.
- 〔21〕 Карагедов, Р., 《Хозрасчёт, эффективность и прибыль》, Новосибирск, 1979.
- 〔22〕 Кириченко, В., 《Плановое хозяйство》 No.9, 1986.
- 〔23〕 Маневич, Е., 《Воп-эко》 No.11, 1986.

- [24] Москаленко, 《Воп-эко》 No. 1, 1986.
- [25] Москаленко, 《ЭКО》 No. 3, 1986.
- [26] Попов, Г., 《ЭКО》 No. 7, 1984.
- [27] Рудаков, Е., 《НАРОДНАЯ РЕСПУБЛИКА БОГАРИЯ》 под. ред. Амбарцумов, Е., Богомолов, О., М., 1983.
- [28] Рыбин, В., 《От эксперимента к целостной системе хозяйствования и управления》, М., 1986.
- [29] Черковец, В., 《Воп-эко》 No. 11, 1986.
- [30] Черковец, 《Коммунист》 No. 16, 1986.
- [31] Шилина, Г., 《Воп-эко》 No. 11, 1985.
- [32] Шкредов, В., 《Экономка и право》, М., 1967.
- [33] Юнь, О., 《Интенсификация экономики : теория и практика планирования》, М., 1986.
- [34] Яковец, Ю., 《ЦЕНЫ В ПЛАНОВОМ ХОЗЯЙСТВЕ》, М., 1974.
- [35] Ясин, Е., 《ЭКО》 No. 12, 1984.
- [36] Ясин, 《Социалистический труд》 No. 3, 1986.
- [37] 《Эко-газе》 No. 10, 1986.
- [38] 《Эко-газе》 No. 47, 1986.
- [39] 《ЭКО》 No. 8, 1983.

筆者の住所 〒186 国立市西2-21-68 シャルマン国立301  
TEL 0425(74)7627